

千代田区立 九段中等教育学校
入学者決定要件に関する検討結果報告書

令和5年6月20日

千代田区立 九段中等教育学校 入学等あり方検討会

目 次

はじめに	1
1 現状と背景	2
2 今後のあるべき方向性	4
3 実施時期	5
4 配慮すべき事項	5

資 料

資料1 第1回千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会	
	会議資料及び議事要旨・・・6
資料2 第2回千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会	
	会議資料及び議事要旨・・・12
資料3 第3回千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会	
	会議資料及び議事要旨・・・20

はじめに

千代田区立九段中等教育学校（以下、「九段中等教育学校」という。）は、起源となる旧制第一東京市立中学校（大正13年創立）からの伝統である『至大至剛』の精神の下、教育目標として、「豊かな心 知の創造 未来貢献」を掲げ、先進的な教育活動を展開する一方で普遍的な精神を希求していく、伝統と革新が融合する教育を実施してきた。

その特徴は、リベラルアーツと探究学習を基本とし、「学ぶ」「生きる」「鍛える」の3つの柱で次世代のリーダーを育てるところにある。体験を重視し、本物から学ぶ授業を展開するとともに、社会に出て活躍するための力を身に付ける九段自立プラン（キャリア教育プラン）の実施、心身を鍛え、人を思いやる豊かな心を育てる学校行事や部活動等の充実をもって6年間一貫通貫した教育カリキュラムを編成・実施している。

他方、これまで、九段中等教育学校の入学者決定については、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校の入学者決定要綱に準ずる形で、男女別定員を定めている。しかし、男女別定員は、男女間の合格ラインに差が生じるケースが見受けられる。また、社会的にはジェンダー平等の認識が高まっている。

こうした中、九段中等教育学校における入学者決定要件についても見直す必要があると考え、令和5年度に千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会（以下、「本検討会」という。）を設置した。

本検討会では、九段中等教育学校における入学者決定に関する諸課題とその対応策について、多角的かつ建設的に議論を進めてきた。その中で、委員の多くから強調されたのが、スピード感をもって男女別定員の撤廃に向けた環境を整備することの必要性である。

本報告を踏まえ、より社会状況に適合した入学者決定要件となるよう、今後のあるべき方向性の実現に向け、要件の見直しをなされることを期待する。

1 現状と背景

(1) 男女別定員を取り巻く社会的状況

近年、社会のジェンダー平等への意識が高まる中で、男女別定員は、女子の教育機会や進路選択の自由・平等、性の多様性、女性活躍推進などを損なうのではないかということが懸念されている。

平成 27 年 4 月に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知されるなど、学校教育でジェンダーやセクシュアリティに配慮する動きが広がっている。

全国の自治体では、公立高等学校の入学者選抜で、受検生の性自認の多様性に配慮して、入学願書にある性別欄を廃止したり、廃止を検討する動きが見られる。

平成 30 年に一部大学の医学部の入学者選抜において、女性や浪人生を不利に扱うなど不適切な事案が発覚し、社会的な問題となった。

こうした問題を受け、令和元年 5 月、文部科学省は、大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議が取りまとめた最終報告を公表した。そこでは全ての学部共通のルールを示しており、合否判定の際、合理的な理由なく、性別や年齢等の属性を理由として一律に取扱いに差異を設けることは不適切であるとしている。

全国の公立高等学校で男女別定員を設けているのは、都立高等学校の全日制普通科だけになっており、また都立高等学校入試では、女子の合格ラインが男子の合格ラインより高くなるケースが見受けられる。

このため、男女の性差による不公平感が生じないように、男女間の合格最低点における格差を是正することが求められるようになってきている。

東京都では、都立高等学校入学者選抜における男女別定員による受検生の不公平感をなくすため、中学校における進路指導への影響等も考慮しながら、男女別定員の緩和措置を計画的・段階的に拡大（令和 4 年度は定員の 10%、令和 5 年度は定員の 20%を男女合同で選抜）しており、令和 6 年度入学者選抜以降の早期に男女合同選抜へ移行することを目指している。

(2) 関東圏の公立中等教育学校の状況

関東圏の公立中等教育学校における定員の男女枠の状況について見ると、千葉市と神奈川県和学校では令和4年度から男女合同定員となっている。

公立中等教育学校の定員の男女枠についての状況

自治体	学校名	開校年度	令和5年度入学者
千葉市	稲毛国際中等教育学校	令和4年度	男女合同定員
神奈川県	平塚中等教育学校	平成21年度	男女合同定員 (令和3年度までは男女別定員)
	相模原中等教育学校	平成21年度	
茨城県	並木中等教育学校	平成20年度	男女別定員
	古河中等教育学校	平成25年度	
	勝田中等教育学校	令和3年度	
群馬県	中央中等教育学校	平成15年度	男女別定員
伊勢崎市	四ツ葉学園中等教育学校	平成21年度	男女別定員
さいたま市	大宮国際中等教育学校	平成31年度	男女別定員

(3) 九段中等教育学校の入学者決定の状況

現在の九段中等教育学校の募集人員は、区分A（区民枠）・区分B（都民枠）ともに80人（男女各40人）、合計160人（男女各80人）となっている。

下表、募集人員（a）に対する受検者数（b）及び受検倍率（b/a）を見ると、区分A（区民枠）では男女比に大きな差は見られないが、区分B（都民枠）では受検者数並びに受検倍率ともに、女子が男子を大きく上回っている。

九段中等教育学校 令和2年度から令和5年度の受検状況

		募集人員 (a)			応募人員			受検者数 (b)			受検倍率 (b/a)			合格者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
R5年度	区分A	40	40	80	104	104	208	95	91	186	2.38	2.28	2.33	40	40	80
	区分B	40	40	80	177	230	407	157	219	376	3.93	5.48	4.70	40	40	80
	合計	80	80	160	281	334	615	252	310	562	/	/	/	80	80	160
R4年度	区分A	40	40	80	103	105	208	89	96	185	2.23	2.40	2.31	40	40	80
	区分B	40	40	80	186	262	448	176	243	419	4.40	6.08	5.24	40	40	80
	合計	80	80	160	289	367	656	265	339	604	/	/	/	80	80	160
R3年度	区分A	40	40	80	86	88	174	73	81	154	1.83	2.03	1.93	40	40	80
	区分B	40	40	80	190	267	457	177	252	429	4.43	6.30	5.36	40	40	80
	合計	80	80	160	276	355	631	250	333	583	/	/	/	80	80	160
R2年度	区分A	40	40	80	97	95	192	92	86	178	2.30	2.15	2.23	40	40	80
	区分B	40	40	80	232	309	541	220	291	511	5.50	7.28	6.39	40	40	80
	合計	80	80	160	329	404	733	312	377	689	/	/	/	80	80	160

2 今後のあるべき方向性

「入学者決定における男女別定員の撤廃」

本検討会では、入学者決定における定員の男女枠を取り巻く社会的な状況、東京都や他自治体の動向、そして、これまでの九段中等教育学校の状況などを踏まえ、今後の入学者決定のあるべき方向性について検討した。

議論を進めていく中で各委員から出された意見について整理したものが、以下の内容である。

- ・ 社会にジェンダー平等の意識が浸透しつつある中において、男女という枠にとらわれず、生徒の持つそれぞれの特性に応じた教育を行っていくことが、今まさに求められている。
- ・ 男女という視点だけでなく、九段中等教育学校として、どういう生徒を育成していくのか、そのためにどのような受検選抜を行っていくのかということを大事にすべきである。
- ・ 男女別定員を撤廃した場合、男女比に偏りが生じ、様々な支障をきたす恐れはある。しかし、そうであるからといって男女別定員を維持するのではなく、そうした状況にどう対応していくのかということを考え、その都度、あらゆる教育的手法を用いて課題を解決していくべきである。
- ・ 学校現場では、LGBTs の児童及び生徒の性自認の多様性に配慮して、きめ細かな対応を実施していくことが求められるようになってきており、もう入学の段階で男女枠を設ける必要性はない。
- ・ 社会や時代の流れを的確に把握し、区として、スピード感をもって方向性を示し、それを着実に実施に移していくことが大切である。

その結果、本検討会では、今後の九段中等教育学校における入学等のあり方について、より社会状況に適合した入学者決定要件となるよう、男女別定員を撤廃する方向で要件の見直しを図ることが望ましいという結論に達した。

3 実施時期

「令和6年度入学者から男女別定員の撤廃を適用」

前項で示した方向性を実施に移す時期については、都立高等学校入学者選抜では令和6年度選抜以降の早期に男女合同定員へ移行を目指していること、また、こうした動きに遅れることなく、スピード感をもって取り組んでいくために、九段中等教育学校においては、令和6年度入学者から男女別定員の撤廃を適用することが望ましいという結論に達した。

今後は、引き続き東京都の動向を注視するとともに、他自治体において先行して男女別定員を撤廃している学校の事例等を研究しながら、千代田区として、九段中等教育学校の男女別定員の撤廃を適切に進めていく必要がある。

4 配慮すべき事項

「令和6年度入学者から男女別定員の撤廃を適用するに当たっては、以下の事項について特段の配慮をしながら進めていく必要がある。」

- (1) 九段中等教育学校の入学者決定要件を令和6年度から変更する場合、受検までの期間を考慮すると、当該の要件変更が決定次第、速やかに周知を図る必要がある。特に、入学を希望する児童及びその保護者等に対しては、丁寧な説明を行い、不安や心配等が生じないように配慮する必要がある。
- (2) 九段中等教育学校の状況を鑑みると、男女別定員を撤廃した場合、男女比に偏りが生じる。その傾向が強くなると、トイレや更衣室等の施設面、保健体育や学校行事等の教育カリキュラムなど、様々なところでの環境整備の必要性が課題として想定されるため、丁寧に対応していく必要がある。
- (3) 男女別定員を撤廃することで九段中等教育学校の男女比に大きな偏りが生じることにより、麴町中学校、神田一橋中学校においては、男女比の逆の偏りが生じる恐れがある。こうした男女比の偏りの問題については、双方の学校の状況をあわせて考えていく必要がある。

このほかにも、今後、引き続き男女別定員の撤廃に向けて、様々な視点から課題を洗い出し、配慮すべき点について鋭意検討していく必要がある。

その際には、教育委員会事務局と各学校、関係機関等とが、緊密に連携・協力し、そうした課題認識を共有化して丁寧に対応していくことが求められる。